

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領 修正箇所

別表第4項

< 修正後 >

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（県発注契約の相手方の関係者以外の不特定多数の一般人をいう。次項において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。<u>ただし、次の場合を除く（次項から第7項までにおいて同じ。）。</u></p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>なお、県発注契約の履行における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を入札参加資格者が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての入札参加資格者の責任が明白となった場合とする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>

< 修正前 >

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（県発注契約の相手方の関係者以外の不特定多数の一般人をいう。次項において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p> <p>なお、県発注契約の履行における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を入札参加資格者が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての入札参加資格者の責任が明白となった場合とする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>